

II 研究報告

第一部 岡田家文書の研究

十八世紀における岡田家の経営について

小酒井 大悟

はじめに

本稿の目的は、十八世紀における岡田家の経営動向を把握し、地域における同家の位置付けを検証することにある。

従来の岡田家に関する研究は、居村岡村の村落構造や岡田家の経営分析といった視覚からなされてきた。そこでは、十九世紀・幕末維新时期が中心に扱われてきた反面、十八世紀の岡村や岡田家の経営については、さほど言及されてこなかった。これは、「岡田家文書」が当初、十九世紀以降、幕末維新时期の分の史料しか発見されていなかったことに起因すると考えられる。

従来の研究で、岡田家の経営を最も詳細に分析しているのは佐々木潤之介氏である。佐々木氏は十九世紀以降の経営分析に基づいて岡田家を、地主経営、手作地における生産活動、広範囲にわたる金融活動、商人活動（十八世紀のみ）を併せて行なっている存在として、「豪農」「地域的社會権力」と評価している。その際、十九世紀以降の前提となる十八世紀の経営にも言及している。氏の主張は次のとおり。①岡田家の経営は、金融部門、米作・綿作の農業部門、木綿買い集め・肥料商いなどの商業部門、小作料を取得する地主部

門からなる。②十八世紀中期以降、商業部門が縮小、地主・金融部門が比重を増し、岡田家は経営を拡大するが、寛政中期には停滞期に入る。以上となる。史料的制約もあり、当該期の経営内容と推移の概略を述べるに留まっている。現段階では、豪農岡田家の経営の成立過程はよくわからない状況にあるといえるだろう。

本稿の素材は、新たに発見された十八世紀分の「岡田家文書」である。これには経営帳簿も多数含まれており、従来不明確であった十八世紀における岡田家の経営に迫ることが可能である。よって、本稿では十八世紀分の経営諸帳簿を分析し、商業・金融や地主部門など、個々の経営部門の在り様を具体的に把握することを当面の課題とする。

ここで、本稿の分析対象となる岡村と岡田家について概要を述べておこう。まず岡村は、宝暦八年（一七五八）時点で村高六七三石。水田中心の高生産力の村である。内部は大きく北株・南株・新町と三分されるが、南株はさらに、東西南北に分かれる。ただし、領主との関係では北株・南株に二分され、それぞれに庄屋がおかれていた。次に岡田家について。佐々木氏によれば、同家は元々長谷川家であり、伊左衛門正信（天明七年卒）の代に名跡を継承し終えたという。享保八年（一七二三）の万覚帳の裏表紙には、「岡田伊左衛門」という記載が確認できるので、この頃には岡田家となっていたとみられる。つまり、比較的新しい家といえる。岡田家は岡村南株に居住し、寛政九年（一七九七）より南株の庄屋に就任した。

一 成立当初の岡田家

岡田家は長谷川家の名跡を継承して成立した。ここでは、享保期における岡田家の経営を検証し、成立当初の岡田家がどのような家だったのかを確認しておくこととする。

1 商業

先行研究でも指摘されているように、当初の岡田家は商人としての性格を色濃く持っていた。岡田家の商業経営について窺えるものに、「糟売帳」（享保十九・二〇）と「木綿売帳」（享保二〇年）がある。これらには、糟や木綿の販売量、代銀、売付先（名前と所属村）が日付毎に記載されている。よって、これらの帳面から、享保十九・二〇年段階の岡田家が、どこと、どれだけの取引を行なっていたのかを知ることができる。

まず、糟売帳からみていこう。享保二〇年（一七三五）の取引内容を、表1として示した。ここから読み取れる特徴は、次のようにまとめることができる。

- ① 品目は「ほしか」「いわし」「種糟」「荏糟」、「甚六」「安国屋」「宝永作」「万五郎」など多岐にわたる。帳面の記載にあるように、糟に限定されるわけではない。
- ② 売先の村は十四ヶ村（集落）にわたる。このうち、居村岡村（とくに南株）の者との取引件数・額が大きく、糟の販売先の中心は岡村である。
- ③ 岡村以外では蔵内、藤井寺との取引が大きい。また、販売先の村はいずれも岡村から半径五キロの圏内に分布する。これは享保十九年も同様である。

次に、享保二〇年の木綿売帳の内容をみていこう。本帳の取引内容を示したのが表2である。なお、本帳は享保二〇年と翌年分の記録からなる（ただし干支がない）が、ここから享保二〇年分の記載のみを抜粋して表2を作成した。表2から読み取れる点を、肥料売の特徴と比較しつつまとめると、次のようになる。

- ① 取引先は八ヶ村になるが、取引の多くは岡村に集中する。
- ② 翌年分の記載には、取引先として藤井寺や蔵之内村もあらわれる。これらを勘案しても、全ての村は半径五キロの圏内に含まれる。そして、これらの村々は城連寺を除くと、肥料

の売先と重なる。

- ③ 享保二〇年の販売品目の単位は「斤」のみ。ただし、翌年の記載をみると「反」という単位もみられる。年によっては反物に加工したものを扱っている。一口に木綿といっても、年によって扱うものに差があるといえる。

以上から、岡田家の商業経営の特徴として、肥料・木綿の多様な品目を扱っていること、販売先は居村を中心に半径五キロ圏内であること、販売先の多くは肥料・木綿で共通すること、が明らかである。

2 地主と利貸経営

次に、享保期における岡田家の地主経営、金融をとりあげる。これらの帳簿は後の時期と比べて、記載が整備されておらず、各経営の詳細を把握するのは困難であるが、可能なかぎりで言及しておきたい。

まず、地主経営からみていこう。地主経営の帳簿である「御年貢下作宛帳」は、享保二〇年のものが最も古い。本帳の記載から、岡田家の所持地は居村と藤井寺に限定され、それ以外の村には分布していないこと、また、岡田家の小作人も岡・藤井寺両村に居住する者が大半であり、その他は北宮村からの小作人が三名いる程度であること、が確認できる。享保期段階の岡田家は、藤井寺を除くと、村の枠組みを超えて広範に土地を集積していたわけではない。地主・小作関係を通じての、岡田家と周辺地域との接点は希薄だったといえる。

次に金融について。金融帳簿である「万覚帳」は、享保八年に初見するが、ここでは他の帳簿と同じ享保二〇年の帳面をとりあげよう。この帳面の記載から、岡田家の金の貸付先が把握できる。それによると、岡田家の貸付先は、居村岡村・藤井寺・北宮・南宮・丹下・南丹下・蔵内・大塚・西大塚・北嶋泉・南嶋泉・野中・城連寺・

郡戸・小山の、以上十五ヶ村にのぼることが確認できる。また、大塚・野中・郡戸村以外は、肥料・木綿販売先の村々と共通しており、岡田家の肥料・木綿販売圏と金融圏は重なる部分が大きかったことが窺えよう。

3 小括

成立当初（享保期）の岡田家は、①半径五キロほどを商圏として肥料・木綿を販売する商人、②居村と隣村の土地を集積し小作に出す地主、③肥料・木綿売と同様に半径五キロほどの村々の者たちを対象とする利貸し、以上三つの性格を併せ持つ存在であったといえる。そして、①と③は居村を中心としつつも、村の枠組みを越えて展開（半径五キロ圏内）しており、岡村周辺地域の住民たちは、①・③を通じて岡田家と接点を有していたことになる。

さて、これ以降、岡田家は商業部門を縮小させ、地主と金融部門を拡大させていく。以下では、十八世紀中頃以降における岡田家の経営動向を部門毎に検証し、跡付けていきたい。

二 地主経営

ここでは、十八世紀中ごろ以降における岡田家の地主経営について検討する。具体的には、①地主帳簿（「御年貢下作宛帳」）の記載様式、②所持地の拡大過程、③小作人の性格（所属村の分布など）、④小作料・年貢の収納状況、といった諸点に注目していく。

1 「御年貢下作宛帳」の記載様式

まず、地主経営の基本帳簿である「御年貢下作宛帳」の特徴を把握しておく。当該期における岡田家の地主帳簿の内容は大きく二分される。それは、岡・藤井寺村の土地を記載した部分と、それ以外の村の土地を記載した部分である。ここでは、寛政七年（一七九

五）の帳簿を素材として、二つの部分毎に記載様式の特徴を検討していくこととする。岡・藤井寺村の土地の記載様式を例示すると、次のようになる。

一	大保		
一	式石	内四斗	免引
		のこり 壹石六斗	
		代 百廿目(①)	
		惣ノ式百四拾壹匁分(①+②+③+④)	
		内 式百目	夫伝右衛門
			辰一月十一日
一	屋敷		
一	六斗	内式升	免引
		五斗 蔵入	
		のこり 八升	
		代 六匁(②)	
		春日山	
一	壹石式升		
		内式斗四合	免引
		のこり 八斗壹升六合	
		代 六拾壹匁分(③)	
		同上	
一	四斗八升		
		田	
		義森	
一	九斗	内壹斗八升	免引
		のこり 七斗式升(④)	
			同 人
			同 人
			南 太兵衛

代 五拾四匁

同
一 壹石式斗四升 同 人

田
壹石五斗 内取

以上のようになる。一筆毎に字名、宛口高、小作人名が記載され、検地帳に類似した記載様式といえる。なお、掲出した部分のように、小作人毎に小作地がまとめられている傾向は認められるが、完全に名寄形式となっていない。

さて、本帳面で特徴的なのが、実際の米・銀の納入量を記載し、算用している部分の記載方式である。各小作人が納入しなければならぬ米・銀は、宛口高から引分（波線部）を減じ、一筆毎に設定される（「のこり」①④）。これに対し、どれだけの米・銀が納入されたか、という算用は各筆毎に行なわれるわけではない。一筆目に注目したい。一筆目の傍線部の「惣メ」二四一匁二分の銀額は①④の合計である。その脇にある「内 式百目」が、実際の納入量である。つまり、一・二・三・五筆目が一緒に算用されているといえる。それでは何故、これらが一緒に算用されるのか。一・二・三・五筆目は、いずれも代銀納である点で共通している。これらは、後年の地主帳簿の特徴を勘案すると、綿が作られている土地といえる。一方、四・六筆目は米で納入されている。これらの土地は稲が作られている。そして、両筆の実際の納入量は六筆目に「壹石五斗」と、まとめて記載されている。つまり、作物の種類毎に区別され、算用されていたといえる。

以上のように、岡・藤井寺村の土地の記載は、一筆毎に記載され、ほぼ小作人毎に整理されていること、各筆（土地）の算用は、一筆毎に行なわれず、稲を作る土地・綿を作る土地毎にまとめて算用されていること、以上の二点に特徴があるといえる。こうした複雑な記載様式は、十九世紀以降、より合理化され、整備されていくもの

と考えられる。

次に、岡村・藤井寺村以外の他村の小作地に関する記載様式をみていこう。

新堂領
一 式石 西大塚 與平治

南嶋泉領
(中略)

一 高式石五斗七升四合五勺 名前預 長左衛門
毎年徳米

壹石五斗

以上のように、新堂・南嶋泉村の所持地全体の宛高や徳米が記載され把握されていることがわかる。岡・藤井寺村の土地と違い、両村以外の所持地は必ずしも、一筆毎に把握されないものである。なお、西大塚村の與平治や「名前預」長左衛門は支配人である。岡田家は藤井寺村を除く居村外の所持地には、原則として小作人を配置し、彼らに小作地の管理を委ねていた。藤井寺以外の居村外の土地が一筆毎に把握されない理由は、この点にもとめることができよう。このような、支配人に小作地の管理を委ね、一筆毎の詳細な把握を行なわない岡田家の姿勢は、同家が岡・藤井寺以外の所持地にさしたる関心を寄せていなかったことを示すのではないか。つまり、岡田家の地主経営の主たる関心は居村と藤井寺村にあったと考えることができる。

2 所持地の拡大過程

ここでは、岡田家が所持地をどのように拡大していくのかを検証する。佐々木氏によれば、岡田家は寛延初年以降に土地集積の努力をはじめ地主的性格をつよめるが、安永・天明年間（一七七〇・八〇年代）には同家の土地集積が停滞するという。具体的には、岡田家の所持高が安永三年（一七七四）に一五三石余だったのが、天明

七年(一七八七)に至り、一三一石余に減少したことを示している。しかし、この数字が、どのような史料をもとにして把握されたのかが不明である。そこで、ここでは、十八世紀の地主帳簿の記載をもとにして、岡田家の所持高の推移をみていきたい。

表3・4は、地主帳簿の記載様式が整ってくる宝暦十一年(一七六一)を起点とし、約十年毎に、岡田家の所持高を示したものである。このうち、表3には岡村と藤井寺村の所持高を示した。ここから、両村の所持高が安永・天明年間に、停滞的に推移したということとは読み取れない。むしろ、明和七年(一七七〇)と安永八年(一七七九)の間を一画期とし、さらに、安永末から天明・寛政年間を経て、所持高を大きく増大させていることがわかる。

一方、表4には岡村以外の所持高を示した。表中の括弧外が宛口高、括弧内が石高である。表4は、表3と対照的な動きをみせており、安永八年頃には、岡田家の土地所持先と所持高が固定しつつあったことが確認できる。新堂・立部領については石高が不明なので、仮に、宛口高の半分の値を石高とすると、岡・藤井寺以外の村々における所持高は安永八年以降、十九石余から二一石余の間を停滞的に推移するといえる。

そして両表をつきあわせると、岡田家の所持高の大半が岡・藤井寺に集中していることが改めて確認できよう。

以上の検討から、岡田家の所持高は十八世紀後半に拡大していたと判断できる。ただしそれは、同家の所持地の中心を占める岡・藤井寺両村の土地の拡大であり、両村以外の所持高は停滞的に推移していた。さきほど検討した「御年貢下作宛帳」の記載様式も勘案すると、岡田家は両村以外の所持地の拡大を、さほど志向していなかったと考えることができる。

3 岡田家小作人の性格

それでは、岡田家の地主経営はどのような性格の小作人に立脚し

ていたのか。岡田家の小作人の分布・人数の変遷、彼らの定着率(頻繁に出入りする小作人が多いのかなど)といった観点から、同家の小作人の性格を検証してみたい。

まず、小作人の分布と人数の変遷からみていこう。表5は明和五年(一七六八)から寛政六年(一七九四)に期間をとり、四・五年毎に、岡田家小作人の構成とその推移を示したものである。本表からは、次の点が読み取れよう。

① 小作人の全体数は増加傾向にある。明和五年の小作人数は、寛政期に至り約一・五倍に増加している。これは、岡・藤井寺両村の所持地の拡大傾向に沿ったものといえる。

② 小作人の所属村をみると、全期間を通じ岡・藤井寺が小作人の大半を占める。ただし、居村岡村に分け入ってみると、岡田家が居住する南株(南・新町)の小作人が多い反面、北岡は少ないという差も確認できる。

③ 小作人の宛口高構成をみると、五石以上の小作人も現れてくる一方で、一石未満の零細小作人が増加していることがわかる。岡村内に、岡田家に匹敵する地主は存在しないので、彼らは岡田家の小作をする一方で、農業以外の生業にも従事していたと考えることができる。

以上のように、岡田家は所持地の分布と同様、地主・小作関係を広範に展開させていたとはいえず、同家が地主・小作関係をとり結ぶ範囲は、岡・藤井寺両村にほぼ限定されていた。そして、農業以外の生業にも従事し、生計を立てていたと考えられる零細小作人の増加が示すように、小作人の質にも一定の変化が認められる。

次に、小作人の定着率を検討しよう。表6は、明和五年から安永六年(一七七七)の九年間の小作人の定着率を示したものである。ここから、小作人の流動性は高くなく、一旦、岡田家の小作人となつた者は四年以上継続して小作する場合がほとんどであることが確認できる。全一三三人のうち、小作期間が二年未満の者は四人、小

作期間に断絶のある者(表6着色部)は十六人のみである。なお、小作期間が開かない場合、彼らは同じ土地を小作する。このような定着率の高さは、時期が降つても同様なのか。天明二年(一七八二)から寛政四年(一七九二)の間の場合をみてみよう。表7によると、全一七四人のうち、小作期間が二年未満の者は二〇人、小作期間に断絶のある者(表7着色部)は十一人(ただし、土地の移動は未検討)である。

両時期を比較すると、短期の小作人の比重にやや差があり、天明寛政期にかけて短期的な小作人は増加するようであるが、基本的には両時期を通じて小作人の定着率は高いと判断できる。先述したように、岡田家小作人の質には一定の変化が認められるが、定着率にはさしたる変化がなかったとみてよいだろう。

さて、それでは、小作人の定着率の高さは何を意味するのだろうか。小作人と土地との結びつきの強さを示すのか。地主・小作関係、ひいては地主経営が安定していることを示すのか。

4 小作料・年貢の収納状況

ここでは、地主と小作人の関係をみていきたい。とくに、小作料・年貢の収納状況に注目して、両者の関係が安定したものであったか否かを検討する。

佐々木氏は、岡田家の有米(年末保留米、小作料が中心)の推移から、岡田家の地主・小作関係は寛政年間以降、安定的に推移したとはいえない、と述べている。表8をみると、たしかに、寛政年間の有米は不安定に推移しているようである。しかし、この数値は、例えば岡田家の米売却によつても変動しうるものであり、有米の多寡と地主・小作関係を直結させて理解することには疑問が残る。岡田家の地主・小作関係は寛政期に至り、不安定化したのか、再検討が必要であろう。

そこでまず、十八世紀後半の岡村の作柄から確認していこう。「岡

田家文書」には当該期の年貢割付状や皆済目録が、いくらか残存している。岡村に課された年貢量の変遷を辿ることで、岡村の作柄がある程度窺うことが可能である。表9をみてみよう。

表9は、延享元年(一七四四)から寛政十二年(一八〇〇)までの、岡村の年貢量の変遷を示したものである。この間、新田開発によつて村高が増加しているにも関わらず、明和元年頃を境として、年貢量が大きく低下していたことがわかる。十八世紀後半(明和期以降)の岡村は不作状況にあったとみてよいだろう。とりわけ、明和・安永期は深刻な不作だったようである。

このような不作状況は当然ながら、岡村で農業に従事する者(自作・小作問わず)にとつて、困難な状況を意味しよう。岡田家も円滑に小作料を取得できたとは考えにくい。とくに不作であった明和七年(一七七〇)と寛政六年に注目したい。兩年の地主帳簿をみると、「皆無」という記載が目立つことに気付く。これは、全く収穫がなかったことを意味しよう。「皆無」記載は、明和七年で四七筆(宛口合計七二、一石に相当)、同じく寛政六年で二九筆(宛口合計三九、五石に相当)にのぼる。なお、やはり深刻な不作である明和八年の地主帳簿は未検討であるが、兩年と同様の状況であろう。以上のように、岡村の作柄と岡田家の地主経営の状況は、ほぼリンクする。寛政期のみならず、十八世紀後半における岡田家の地主経営は、小作料が円滑に収納できない、不安定な様相を呈していたのではないか。

そこで次に、各小作人の小作料・年貢の収納状況を検討しよう。十八世紀後半の地主帳簿には、次のような記載が目につく。寛政七年の地主帳簿から一部を抜粋して、一例を提示しよう。

なかれ

一 壹石一斗五升

葛井寺 宇右衛門

内壹斗七升弍合五勺引

残り 九斗七升七合五勺

代 七拾八匁式分

惣ノ百三拾四匁式分

十一月九日

四拾四匁四分受取

のこり 五拾三匁七分不足

内 五拾目かし

のこり三匁七分了簡

これによると、当年に宇右衛門が納入した銀は、収めるべき銀額に対し五三匁不足していた(傍線部、「のこり」)。これに対し、岡田家は宇右衛門に五〇匁を貸したことにして、端数は岡田家が「了簡」、つまりまけてやっている。これに類似した記載の数の推移を示したのが表10である。年毎に記載の精粗の差があるため、表中の数字は厳密な数ではないが、傾向を把握することはできる。「了簡」など、小作人からの小作料・年貢収納が円滑に進んでいないことを示す記載の数は増加傾向にある。寛政年間の数字だけが、特別に高いわけではない。よって、小作人の小作料・年貢納入が円滑に進まなかったのは、寛政期に限った問題ではなかったと判断できる。つまりこの問題は、不作続きの状況に起因する、十八世紀後半全体の問題だったのである。

さて、小作人が規定の小作料・年貢を支払えなかった場合、不足分の一部は地主岡田家から恩恵的な処置(「了簡」など)をうけて減額されても、のこりは翌年以降の負債となっていく。このような負債を返済するために、小作期間は長くなっているのではないか。岡田家小作人の定着率の高さには、こうした背景があったと考えられる。

5 小括

十八世紀後半、岡田家は居村・藤井寺村の所持地を拡大していく。一方、両村外の所持地は停滞的に推移しており、岡田家は、藤井寺

村を除く居村外所持地の拡大をさほど志向していなかったとみられる。岡田家の小作人は、所持地の拡大に比例して増加するが、彼らの多くは居村・藤井寺村の者であり、同家の地主・小作関係の範囲は両村にほぼ限定されていた。また、時期がくだるにつれ、農業以外の生業にも従事し、生計を立てていたと考えられる零細小作人が増加するなど、小作人の質に一定の変化も認められるが、彼らの定着率は十八世紀後半を通じて高かったといえる。ただし、このことは岡田家の地主・小作関係が安定的に展開したことを意味するものではない。十八世紀後半の岡村は不作続きであり、こうした状況下、岡田家小作人の小作料・年貢納入は円滑に進まなかった。十八世紀後半を通じて、岡田家の地主経営は不安定な様相を呈していたのである。

三 岡田家の金融

ここでは、十八世紀後半、岡田家の金融がどのように展開しているのかを検討する。とくに帳簿の特徴、貸付先・貸付額の変遷、利率の変遷に注目して分析していきたい。

1 帳簿の特徴

十八世紀の金融帳簿は「万覚帳」である。まず、「万覚帳」の記載様式を確認していこう。次に掲げるのは明和五年の帳面の一部である。

子十二月ヨリ

藤井寺村米や

一 銀三百五拾目

太郎兵衛

壱式

請人

家屋敷入

善助

り五十匁四分

同

北

一 銀三十拾目

壹式

善兵衛
新右衛門請

(中略)

西大塚

同
一 銀八百目

り八十八匁

伊左衛門

一条目の場合は、岡田家が藤井寺村太郎兵衛に、銀三五〇匁を貸し付けていたことを示す。注目できるのは銀額の隣の「壹式」という記載である。これは利率を意味し、岡田家の特徴的な記載様式である。「壹式」とは、「壹分式朱」の略である。「分」と「朱」の関係は、十朱 \parallel 一分である。月利でいうと一朱は月利〇・一％、十朱 \parallel 一分 \parallel 月利一％となる。岡田家の金融では、利率を月単位で設定していることが多い。よって、一条目の「壹式」とは、月壹分式朱ということであり、月利一・二％、年利(月利 \times 十二)に換算すると十四・四％となる。この率を摘要すると、一条目の利子の額「五十四匁四分」が得られる。

さて、以上のような「万覚帳」の記載様式は、十九世紀の金融帳簿「取替帳」の記載様式とほぼ同じである。両者で異なるのは半丁あたりの筆数である。「取替帳」は半丁あたり一筆であるのに対し、「万覚帳」は数筆が列記される(数は不定)。「万覚帳」の記載様式が整備され、十九世紀以降の「取替帳」となっていたと考えることができる。

2 金融の推移―貸付額・件数、貸付先

ここでは、貸付先、貸付額、貸付件数の推移を分析する。貸付先・貸付額・貸付件数を、各年毎に整理して示したのが表11である。本表からまず、貸付先・額・件数が享保から延享の間、そして天明年間の二つを画期として増大していることが確認できる。天明年間金融規模の拡大の一画期があることは地主経営とほぼ共通する。

次に、貸付先の村の範囲・数に注目したい。前節でみた地主経営と比較すると、貸借関係は、明らかに広範囲に展開していることが確認できる。つまり岡田家は、地主・小作関係よりも、金融 \parallel 貸借関係を通じて、周辺地域との接点をもつていったことになる。この点が地主経営の展開と異なる点である。

それでは、岡田家はどうのような相手に金を貸し付けていたのか。「万覚帳」に記載される貸付の相手の多くは、個々の百姓や商工業者である(階層は未検討)。そのほかの貸付先として、「万覚帳」には各地の寺院が頻出する。①光福寺(蔵内村)、②剛琳寺(藤井寺村)、③正福寺(丹下村)、④光乗寺(岡村)、⑤法蔵庵(小山村)、⑥真連寺(古市村)、⑦西方院(所在不明)、⑧光連寺(大本村)、⑨久御坊(同村)、⑩極楽寺(沢田村)、となる。とくに①・②は頻出する。所在地が不明な寺もあるが、このように岡田家は、九ヶ村十ヶ寺の借金要請に応じ、貸借関係を取り結んでいた。

岡田家の貸付先で、今一つ注目できるのが「村」である。つまり村借の事例である。「万覚帳」では、「庄屋・年寄連判」「〇〇村連判」として記載される。当該期に、岡田家に対して村借りを願い出ている村は、①蔵内村、②高見村、③郡戸村、④榎山村、⑤岡村、⑥沢田村、⑦南嶋泉村、⑧北宮村、⑨黒山村、⑩大井村、⑪一津屋村、⑫大黒村、⑬藤井寺村、⑭田井中村、⑮向野村、⑯林村、以上の十六ヶ村である。このように岡田家は、個別の百姓たちだけでなく、村ぐるみの貸借関係を十六ヶ村にもわたって有していた。

さて、こうした村借の具体的な用途は基本的に知りえないが、例外的に二例のみ、「万覚帳」に用途が記載されている。次に掲げるのは、安永九年(一七八〇)の帳面から抜き出したものである。

子三月十四日

一 式貫目

月壹歩式

(中略)

藤井寺村
御用銀控
村中連判

寅十一月廿日
一 五百目

南嶋泉
村入用

壹式

前者は、領主から藤井寺村に賦課された御用銀を、自分たちだけでは支払えず、岡田家に借用、村借りを願ひ出たことを示す。一方、後者は南嶋泉村の村入用の不足分を、岡田家に村借りを願ひ出たことを示す。別の箇所で「南嶋泉連判」と記載されていることから、後者は、村借の形態を取っていたことが裏付けられる。

領主に対する諸負担や村入用が不足した場合、本来は庄屋・村役人の立替が行われるはずである。それにも関わらず、岡田家に村借りを願ひ出ているということは、彼らの立替によつて、御用銀や村入用の不足分を補填しきれなかったことを意味しよう。岡田家は、周囲の村々の、庄屋・村役人の立替機能を補完する位置にあつたのである。

3 利率の変遷

さて、当該期の岡田家の金融の利率は、どれほどのものであつたであろうか。表12は、享保十七年（一七三二）から天明九年（一七八九）の各「万覚帳」から、利率が明記されているものを抽出し、利率毎の貸付件数を示したものである。上限は「月」一五（月利一・五％、年利十八％）、下限は「月六（朱）」（月利〇・六％、年利七・三％）である。本表から、十八世紀前半は年利十五・六％以上の貸付が多いこと、逆に十八世紀後半、とくに天明期に至ると年利十二％以下の貸付の比重が多くなることがわかる。この動向は、十九世紀以降も続くようである。享和二年（一八〇二）の取替帳の利率をみると、やはり年利十二％を下回る貸付が大半となつている。佐々木氏は、幕末期の利率について、「月八朱」（月利〇・八％、年利九・六％）が多かつたとし、同家の金融が低利であつたとするが、これはそのまま遡るわけではない。

以上の検討から、十八世紀における岡田家の金融の利率は、十九世紀以降と比較して相当に高く設定されていたこと、そして、とくに天明年間頃を画期に低下していったことが確認できる。

4 小括

十八世紀後半期における岡田家の金融は、とくに天明年間頃を画期として規模が拡大していった。貸付先の村をみると、地主経営よりも広範囲に展開していったといえる。そのなかで岡田家は、個々の農民・商工業者に加え、地域の寺院の借金要請に応じ、さらに地域の村々と村ぐるみの貸借関係（村借り）を取り結んでいた。また場合によつては、周囲の村役人の立替機能を補完する役割を果たすこともあつた。十九世紀以降の金融と比べると、当該期の利率は高く設定されていた点が特徴的だが、天明年間頃を画期として引き下げられていった。

おわりに

以上、本稿では十八世紀における岡田家の経営を分析してきた。分析結果の詳細は、ここまでの小括で整理してきたので、繰り返さない。最後に、岡田家と地域の接点、という観点から若干の整理をしておきたい。

十八世紀後半、岡田家は所持地を拡大するが、岡・藤井寺村以外の所持地の増加は限定的であつた。また、地主・小作関係を取り結ぶ範囲も、岡・藤井寺村にほぼ限定されていた。享保期以来、地主経営は岡・藤井寺村を越えて広範に展開することはなく、地主・小作関係を通じた岡田家と周辺地域との接点は希薄だつたといつてよい。

一方で岡田家は、商業経営や金融を通じて地域と接点を有していた。享保期の岡田家は、居村を中心としつつも、半径五キロほどを

圏域として、肥料・木綿売りや利貸し経営を行なっていた。とくに後者は、商業部門が縮小する十八世紀中頃以降も、引き続き広範に展開していた。岡田家は個々の農民・商工業者に加え、地域の寺院の借金要請にも応じ、さらに地域の村々と村ぐるみの貸借関係（村借り）を取り結び、村役人の立替機能を補完したりしていた。以上のように、当該期の岡田家は、商業・金融を通じて、周辺地域と接点を有していた。

最後に、今後の課題を整理しておきたい。

- ① 地主経営については、より詳細に小作料・年貢の収納状況の様子を明らかにしていくことが挙げられる。
- ② 金融については、各年の返済状況や、貸付相手がどのような者なのか、そして担保の有無などといった点が全く検討できなかった。これらは、岡田家の金融の性格を評価するうえで、不可欠な点であるので、早急につめる必要がある。
- ③ 地主経営と金融の関係についても、本稿では言及できなかった。岡田家の金融が拡大する時期と所持地が拡大する時期は、ほぼ重なる。両者の間には、なんらかの関連があるはずであるが、現段階では不明とせざるをえない。当該期の岡田家の経営戦略を知るうえでも、両者の関係を詳細に分析し、明らかにする必要がある。

『津田秀夫「幕末維新期の農村構造」(同『幕末社会の研究』柏書房、一九七七年)、菅野則子「封建制解体期畿内農村の構造」(同『村と改革』三省堂、一九九二年)、佐々木潤之介「幕末期河内の豪農」(同『幕末社会の展開』岩波書店、一九九三年)、舟橋明宏「岡村」(『藤井寺市史』第二巻通史編二近世、二〇〇二年)、渡辺尚志「地域社会の関係構造と段階的特質」(『社会学研究』、二〇〇一年)。
佐々木前掲論文。

なお、岡田家の経営部門の一つである、手作経営についての史料はない。よって本稿では、岡田家の手作経営に言及できないことを予め断っておきたい。

⁴ 「岡」C、二五―七―十一。

⁵ 「岡」C、二六―三・七。

⁶ 「岡」C、二五―一。

⁷ 「岡」C、十四―七。

⁸ 「岡」C、十九―七―四。

⁹ 佐々木前掲論文。

¹⁰ 佐々木前掲論文。

¹¹ 明和七年の帳簿は「岡」C、十九―七―二四、寛政六年の帳簿は

「岡」C、十九―七―五。

¹² 「岡」C、二六―十三。

¹³ 「岡」C、十四―四。

¹⁴ 「岡」C、二五―七―十七。

¹⁵ 佐々木前掲論文。

○表1 享保20年糟売帳

集落	代銀(匁)	件数	購入人数
北岡	238	15	4
南	1508.78	78	33
新町	140.23	8	4
岡	446.28	14	10
藤井寺	1010.01	25	9
北宮	207.74	9	6
南宮	166.8	5	3
蔵内	2242.26	39	12
小山	334.21	9	4
小山志紀	141.74	8	1
嶋泉	218.1	5	2
南嶋泉	399.87	7	2
丹下	187.35	7	5
南丹下	56.4	2	2
西浦	423.1	3	1
西大塚	471.34	9	3
辻	23.8	1	1
不明	482.57	16	15
合計	8698.58	260	117

○表2 享保20年木綿売帳

集落	代銀(匁)	件数	購入人数
北岡	14.28	1	1
南	248.79	28	15
村	40.43	4	2
北宮	42.85	1	1
南宮	1.55	1	1
小山	144.25	10	4
丹下	40	1	1
南丹下	90.9	1	1
西大塚	42.85	1	1
城連寺	703.02	1	1
不明	244.55	25	19
	1613.47	74	47

○表3 岡田家の所持高・所持地の変遷(岡・藤井寺)

	宝暦11年(1761)	明和7年(1770)	安永8年(1779)	天明8年(1788)	寛政10年(1798)
岡南分(本田)	18.875	23.773	30.216	37.421	41
同(新田)	4.364	3.936	4.56	5.674	5.848
岡北分(本田)	13.028	13.897	20.079	26.428	28.752
同(新田)	-	1.002	1.002	1.425	3.479
藤井寺	33.458	34.64	43.908	57.209	59.288
同(新田)	2.43	2.375	2.375	2.375	2.847
合計	72.155	79.623	102.14	130.532	141.214

単位:石高

○表4 岡田家の所持地・所持高の変遷(両村以外)

	宝暦11年(1761)	明和7年(1770)	安永8年(1779)	天明8年(1788)	寛政10年(1798)
新堂領	2	2	2	2	2
立部領	7.87	2.9	2	3	3
西川領	4.9	7.03	10.85(高5.235)	10.85(高5.235)	8.3(高4.435)
嶋泉領	6.05	1.08	5.3(高5.849)	9.5(高5.849)	4(高2.495)
道明寺領	1.08	1.08	1.08(高0.08)	支配人名のみ	嶋泉領(高2.5745)
上田領	3.75		沢田領 5.25(高2.88)	道明寺領 1.08(高0.08)	道明寺領 1.0797(高0.08)
			藤井寺領(名前預分) 8.105(高5.802)	藤井寺領(名前預分) 7.2(高5.802)	藤井寺領(名前預分) 7.2(高5.802)
					片山領 6(高3.76)

【註】

- 1) 表中の単位は宛高。ただし、括弧内は石高。
- 2) 安永8年欄の林領でのみ、宛高が石高を下回る。これは、同年の帳面が林領の所持地を全て書き上げていないことによると考えられる。

○表5 岡田家の小作人構成(岡・藤井寺村分の土地)
〔明和5年(1768)〕

	北岡	南	新町	岡村力	藤井寺	北宮	その他	不明	宛口別合計
5石以上	—	—	—	—	—	—	—	—	0
4~5石未満	—	1	—	—	2	—	—	—	3
3~4石未満	1	6	—	2	2	1	—	—	12
2~3石未満	—	12	3	2	5	—	—	—	22
1~2石未満	2	15	2	4	2	1	—	1	27
1石未満	—	3	—	2	1	—	—	2	8
合計	3	37	5	10	12	2	0	3	72

〔安永2年(1773)〕

	北岡	南	新町	岡村力	藤井寺	北宮	その他	不明	宛口別合計
5石以上	—	—	—	—	1	—	—	—	1
4~5石未満	1	3	2	—	3	—	—	1	10
3~4石未満	1	6	—	—	2	1	—	—	10
2~3石未満	—	8	2	—	4	—	—	—	14
1~2石未満	3	12	2	3	9	1	—	1	31
1石未満	—	4	—	—	—	—	—	1	5
合計	5	33	6	3	19	2	0	3	71

〔安永6年(1777)〕

	北岡	南	新町	岡村力	藤井寺	北宮	その他	不明	宛口別合計
5石以上	—	1	—	—	—	—	—	—	1
4~5石未満	1	5	—	1	3	—	—	—	10
3~4石未満	1	3	—	—	1	—	—	—	5
2~3石未満	1	8	1	1	6	1	—	1	19
1~2石未満	3	11	5	3	7	—	—	1	30
1石未満	1	11	2	—	3	—	—	3	20
合計	7	41	8	5	20	1	0	5	85

〔天明2年(1782)〕

	北岡	南	新町	岡村力	藤井寺	北宮	その他	不明	宛口別合計
5石以上	—	5	—	1	1	—	—	—	7
4~5石未満	1	4	—	—	4	—	—	—	9
3~4石未満	—	4	2	1	4	—	—	—	11
2~3石未満	—	11	4	1	8	3	—	3	30
1~2石未満	—	10	5	—	4	1	1	1	22
1石未満	—	11	1	—	5	—	—	1	18
合計	1	45	12	3	26	4	1	5	97

〔天明6年(1786)〕

	北岡	南	新町	岡村力	藤井寺	北宮	その他	不明	宛口別合計
5石以上	—	6	—	2	3	—	—	—	11
4~5石未満	1	2	4	—	2	1	—	—	10
3~4石未満	—	4	1	—	1	—	—	—	6
2~3石未満	3	7	9	1	9	2	—	—	31
1~2石未満	1	13	3	2	4	1	—	1	25
1石未満	2	10	2	1	3	—	—	5	23
合計	7	42	19	6	22	4	0	6	106

〔寛政2年(1790)〕

	北岡	南	新町	岡村力	藤井寺	北宮	その他	不明	宛口別合計
5石以上	—	6	—	1	2	—	—	—	9
4~5石未満	1	2	2	—	2	1	—	—	8
3~4石未満	1	2	1	1	4	—	—	1	10
2~3石未満	2	11	10	—	5	2	—	3	33
1~2石未満	1	11	5	1	3	1	1	2	25
1石未満	2	14	3	1	2	—	1	4	27
合計	7	46	21	4	18	4	2	10	112

〔寛政6年(1794)〕

	北岡	南	新町	岡村力	藤井寺	北宮	その他	不明	宛口別合計
5石以上	1	4	—	2	2	—	—	—	9
4~5石未満	—	2	2	—	2	—	—	—	6
3~4石未満	—	10	—	—	7	—	—	—	17
2~3石未満	1	9	11	1	3	4	—	3	32
1~2石未満	2	7	6	1	3	1	2	—	22
1石未満	—	15	2	—	4	—	1	2	24
合計	4	47	21	4	21	5	3	5	110

○表6 明和5年～安永6年

集落	小作人名	明和五年	明和七年	明和九年	安永二年	安永四年	安永六年
?	八右衛門	○					
?	八左衛門						○
?	伊兵衛					○	
?	午七	○					
?	治四郎		○				
?	吉左衛門						○
?	兵助	○					
?	茂兵衛						○
?	茂兵衛2	○					
?(岡)	好右衛門	○	○			○	
?(岡)	平次	○	○				
北岡	三左衛門	○	○	○	○	○	○
北岡	八兵衛	○					○
北岡	九兵衛	○	○				
北岡	宇兵衛				○	○	○
北岡	作兵衛	○	○	○	○	○	○
北岡	佐助		○	○			
北岡	新七	○	○	○	○	○	○
北岡	仁右衛門	○	○	○			
北岡	長右衛門					○	○
北岡	半七					○	○
北岡	与次兵衛		○	○	○	○	○
北岡	与兵衛	○					
北宮	作左衛門	○	○	○	○		
北宮	新右衛門						○
北宮	半七	○	○	○	○		
新町	六左衛門		○	○	○		
新町	八右衛門		○	○			
新町	嘉右衛門	○	○	○	○	○	○
新町	喜兵衛			○	○	○	
新町	源助						○
新町	庄兵衛						○
新町	新兵衛						○
新町	長右衛門						○
新町	又右衛門	○	○	○	○		
新町	与(専)兵衛	○					
新町	与兵衛	○	○	○	○	○	
新町(南)	七兵衛	○	○	○	○	○	○
西大塚	清兵衛	○					
藤井寺	六介				○	○	○
藤井寺	八右衛門	○	○	○	○	○	○
藤井寺	宇右衛門				○	○	○
藤井寺	久四郎						○
藤井寺	清右衛門						○
藤井寺	元介					○	○
藤井寺	源兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	小左衛門		○	○	○	○	○
藤井寺	五郎兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	庄右衛門			○	○	○	○
藤井寺	庄兵衛		○	○	○	○	○
藤井寺	庄松	○					
藤井寺	次郎兵衛		○				
藤井寺	仁左衛門			○	○	○	○
藤井寺	好右衛門				○	○	○
藤井寺	清介					○	○
藤井寺	清兵衛	○	○	○	○	○	
藤井寺	大助	○	○	○	○		
藤井寺	武兵衛					○	○
藤井寺	太兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	太郎兵衛		○	○	○		
藤井寺	忠兵衛						○
藤井寺	治郎兵衛	○			○		
藤井寺	伝右衛門	○	○				
藤井寺	徳左衛門			○	○	○	
藤井寺	半四郎						○
藤井寺	半兵衛	○	○	○	○	○	○

藤井寺	文四郎			○	○	○	○
藤井寺	平七	○	○	○	○	○	○
藤井寺	平介					○	○
藤井寺	与兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺(南力)	又兵衛	○		○	○	○	○
南	六兵衛		○	○	○	○	○
南	七右衛門					○	○
南	伊平治						○
南	嘉平治	○					
南	勘右衛門		○	○	○	○	○
南	喜八						○
南	義右衛門	○	○	○	○	○	○
南	喜平治	○	○				
南	喜兵衛	○	○	○	○	○	○
南	義兵衛	○	○				○
南	源右衛門		○	○	○	○	○
南	源助			○	○	○	○
南	小右衛門	○	○	○	○	○	○
南	小左衛門	○	○				
南	五兵衛					○	
南	五兵衛1		○				
南	五兵衛2	○	○	○	○	○	○
南	権八	○	○	○	○	○	○
南	左次兵衛	○	○	○	○	○	○
南	左助	○	○	○	○	○	○
南	左兵衛					○	○
南	庄八						○
南	庄右衛門						○
南	仁兵衛	○	○	○	○	○	○
南	甚兵衛			○		○	○
南	政右衛門						○
南	政七						○
南	清兵衛	○					
南	専助	○	○	○			
南	善兵衛	○					
南	惣右衛門	○	○	○	○	○	○
南	惣兵衛					○	○
南	武左衛門		○	○	○	○	○
南	武兵衛	○					
南	太兵衛	○	○	○	○	○	○
南	治兵衛	○	○				
南	忠兵衛	○					○
南	長右衛門1	○	○	○	○	○	○
南	長右衛門2					○	○
南	長左衛門	○	○	○	○	○	○
南	長四郎						○
南	長兵衛	○	○	○	○	○	○
南	尽松	○	○				
南	伝助	○					
南	文六	○	○	○	○	○	○
南	平九郎	○	○				
南	平兵衛	○	○	○	○	○	○
南	茂右衛門			○	○	○	○
南	李右衛門	○	○	○	○	○	○
南	茂左衛門	○	○	○	○	○	○
南	茂左衛門2					○	○
南	茂兵衛	○	○	○	○	○	○
南	弥七	○	○	○	○	○	○
南	弥右衛門	○	○	○	○	○	○
南	弥次右衛門						○
南	弥次兵衛					○	○
南	弥次兵衛1						○
南	弥次兵衛2					○	
南	安兵衛	○	○	○	○	○	○
南	弥兵衛						○
南	与(次)兵衛	○					
南	与次兵衛					○	○
南	利左衛門	○	○	○	○	○	○

○表7 天明2年～寛政4年

集落	小作人名	天明二年	天明四年	天明六年	天明八年	寛政二年	寛政四年
?	定七				○		
?	忠兵衛				○		
?	半右衛門	○					
?	平右衛門				○		
?	与二兵衛						○
?(岡)	七兵衛	○	○	○	○	○	○
?(岡)	勘右衛門				○	○	○
?(岡)	政七		○				
?(岡)	茂左衛門	○	○	○			
?(岡)	茂兵衛					○	
北岡	宇兵衛	○	○	○	○	○	○
北岡	喜右衛門		○	○	○	○	○
北岡	新七	○	○	○	○	○	○
北岡	清右衛門		○	○	○	○	
北岡	藤助				○	○	
北岡	与次兵衛	○	○	○	○	○	○
北岡(輕墓)	武右衛門	○	○				
北岡(南)	八兵衛	○	○	○	○	○	○
北宮	九兵衛	○	○				
北宮	伊右衛門		○	○	○		○
北宮	宇兵衛					○	
北宮	四郎兵衛	○		○	○	○	○
北宮	太兵衛	○	○	○	○	○	
北宮	忠右衛門	○					
北宮	伝右衛門					○	
北宮	平兵衛			○	○		○
小山	伊助				○	○	○
小山	喜右衛門					○	○
新町	六左衛門					○	○
新町	七助	○	○	○	○	○	○
新町	七兵衛	○					
新町	七兵衛				○		
新町	九右衛門				○	○	○
新町	市兵衛	○	○				
新町	嘉右衛門	○	○	○	○	○	○
新町	嘉兵衛				○	○	○
新町	勘右衛門				○		○
新町	喜兵衛	○	○	○	○	○	○
新町	源七					○	○
新町	源八				○	○	○
新町	源助	○	○	○			
新町	五兵衛					○	○
新町	五郎兵衛	○	○	○	○	○	○
新町	重右衛門		○	○	○	○	○
新町	庄兵衛	○	○	○	○	○	○
新町	次郎兵衛		○	○	○		
新町	仁兵衛				○	○	○
新町	清兵衛		○	○			
新町	惣兵衛		○	○	○	○	○
新町	太郎兵衛				○	○	○
新町	長右衛門	○	○	○	○	○	○
新町	長兵衛	○	○	○	○	○	○
新町	治郎兵衛					○	○
新町	徳兵衛				○		
新町	半兵衛				○		
新町	平右衛門			○	○	○	○
新町	又右衛門	○	○				
新町	又兵衛				○		
新町	弥兵衛				○	○	○
新町	与兵衛		○	○	○	○	○
新町	利右衛門	○	○	○	○	○	○
藤井寺	五兵衛	○	○	○	○		○
藤井寺	八右衛門	○	○	○	○		○
藤井寺	伊平治						○
藤井寺	宇右衛門	○	○	○	○	○	○
藤井寺	喜八				○	○	○

藤井寺	喜兵衛	○					
藤井寺	久七					○	○
藤井寺	久四郎	○	○	○	○	○	
藤井寺	源右衛門	○	○	○	○	○	○
藤井寺	源兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	好右衛門	○					
藤井寺	五郎兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	才治	○	○				
藤井寺	庄八						○
藤井寺	庄右衛門	○	○	○			
藤井寺	庄兵衛	○					
藤井寺	四郎兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	仁左衛門	○					
藤井寺	新兵衛						○
藤井寺	新吾		○	○	○	○	○
藤井寺	清右衛門	○					
藤井寺	清介	○	○	○	○	○	
藤井寺	太七	○	○	○	○	○	○
藤井寺	武兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	太兵衛						○
藤井寺	長七						○
藤井寺	伝右衛門	○	○	○	○	○	○
藤井寺	半四郎	○	○	○	○	○	○
藤井寺	半兵衛	○	○	○	○	○	○
藤井寺	平七	○	○	○	○	○	○
藤井寺	平助	○	○	○	○	○	○
藤井寺	又三郎				○	○	○
藤井寺	又助	○	○	○			
藤井寺	与兵衛	○	○	○	○	○	○
南	三右衛門		○				
南	五兵衛	○	○	○	○		
南	六兵衛	○	○	○	○		
南	七右衛門	○	○	○	○	○	○
南	八郎兵衛	○	○	○	○	○	○
南	伊平治	○	○	○	○	○	
南	宇平治		○				
南	嘉右衛門	○					
南	喜八	○	○	○			
南	喜右衛門	○	○	○	○	○	○
南	義右衛門	○	○	○	○	○	○
南	喜助		○	○	○	○	
南	喜平治	○	○	○	○	○	○
南	喜兵衛		○				
南	義兵衛	○	○	○	○	○	○
南	久七	○	○	○	○	○	○
南	源八		○				
南	源右衛門	○	○	○	○	○	○
南	源助		○	○	○	○	○
南	小右衛門	○	○	○	○	○	○
南	小兵衛						○
南	五郎兵衛					○	○
南	作右衛門						○
南	作兵衛	○					
南	佐次兵衛		○	○	○		
南	佐次郎	○					
南	佐助	○	○	○			
南	しき						○
南	重右衛門	○	○	○	○	○	○
南	重助				○	○	○
南	定七						○
南	庄八		○	○			○
南	庄右衛門	○	○	○	○		
南	庄右衛門2	○	○	○	○	○	○
南	庄右衛門3						○
南	庄助1				○	○	
南	庄助2						○
南	甚右衛門					○	○
南	仁兵衛	○	○	○	○	○	○
南	清右衛門	○	○	○	○		
南	清介		○	○			
南	政七	○	○	○	○	○	○

(表7つづき)

南	清兵衛			○	○	○	○
南	善助		○	○	○	○	
南	善兵衛		○	○			
南	惣七	○	○	○	○	○	
南	惣右衛門	○	○	○	○	○	○
南	武右衛門					○	○
南	太兵衛	○	○	○	○	○	○
南	忠右衛門					○	○
南	長七			○	○		
南	長右衛門	○	○	○	○	○	○
南	長左衛門	○	○				
南	長助		○				
南	長兵衛	○	○	○	○	○	○
南	恒右衛門					○	○
南	徳右衛門					○	○
南	半右衛門					○	○
南	藤右衛門						○
南	文七	○		○			○
南	平九郎	○					
南	平右衛門				○	○	○
南	平兵衛	○	○	○	○	○	○
南	又七			○			
南	又兵衛1				○	○	○
南	又兵衛2	○	○				
南	万右衛門		○				
南	万助		○	○	○	○	
南	奎右衛門		○	○	○	○	○
南	茂兵衛	○	○	○	○	○	○
南	弥右衛門	○	○	○	○	○	○
南	安兵衛	○	○	○	○	○	○
南	弥平治	○					
南	弥兵衛	○					○
南	与次兵衛	○					
南	与兵衛		○	○	○		
南	利左衛門	○	○	○	○	○	○
南	利兵衛					○	
南	和助	○	○				

○表8 岡田家有米

年	有米(高)	年	有米(高)
安永3年	109	天明8年	114
安永4年	96	寛政元年	79
安永5年	82	寛政2年	73
安永6年	90	寛政3年	83
安永7年	120	寛政4年	85
安永8年	95	寛政5年	100
安永9年	73	寛政6年	36
天明元年	78	寛政7年	88
天明2年	88	寛政8年	111
天明3年	104	寛政9年	75
天明4年	103	寛政10年	124
天明5年	170	寛政11年	39.5
天明6年	91	寛政12年	43.5
天明7年	110		

※佐々木論文表39を改変して作成。

○表9 岡村の年貢量

年代	年貢量(石)	備考
延享元年	556.845	
延享3年	556.845	
延享4年	510.552	
宝暦3年	556.845	
宝暦4年	522.054	
宝暦5年	519.74	
宝暦6年	519.74	
宝暦7年	550.213	
宝暦13年	519.584	
明和元年	517.116	
明和4年	410.548	以降、新田59石余高入。
明和5年	412.676	
明和6年	397.919	
明和7年	83.173	
明和8年	43.727	
明和9年	277.868	
安永元年	286.143	安永2年皆済目録による。
安永2年	393.28	
安永3年	390.005	
安永4年	404.231	
安永5年	430.406	
安永6年	408.867	
天明元年	453.962	以降、今池新田2.6石余など高入。
天明4年	453.962	
天明7年	453.962	
寛政2年	440.74	
寛政3年	412.329	寛政4年皆済目録による。
寛政4年	464.112	
寛政5年	464.172	
寛政6年	161.146	
寛政8年	451.96	
寛政12年	429.627	

※各年の免札から作成。

○表10 小作料・年貢の滞りを示す記載

年代	筆数	その他
明和7年	22	「皆無」47筆
明和9年	21	
天明2年	14	
天明6年	35	
寛政4年	29	
寛政6年	31	「皆無」29筆
寛政11年	35	

※各年の「御年貢下作宛帳」から作成。

○表11 岡田家の金融(村毎の貸付額と件数)

	享保17年	延享2年	宝暦3年	明和6年	天明5年	天明9年
伊賀		1500	1500			
岡	1944.35	8087.2	2500	4065	7726.9	13938
櫻山					2000	1500
片山					1000	1100
軽墓		1500				
北嶋泉	1500	450				
北宮	536	75		500		1000
久御坊					1500	
国年						350
蔵内	954	790	125	500	500	1000
郡戸	250	2058.8	3752.4	460		
国分				1700		
古室		500			400	3700
小山	115	9990	4384.2	80	1500	4800
誉田					80	
沢田	700			2837	5600	4400
庄内			125			
城連寺	350		300			
新堂	350					
太井中					500	
高見		836				
塚					1500	
津堂		1100				1500
道明寺					1000	1500
長原					800	200
西浦			100			
西大塚		1519	2050	2000	3300	3750
西川				700		
野々上				400		2000
林		1800		300	1600	5390
一津屋				1000	300	1400
平野						500
広瀬					750	1290
藤井寺	2956.6	1030	2500	2050	10349.5	13230
古市			3210		11100	5122
南嶋泉	50	450	800	540	1850	4950
南丹下		127	560			
南宮	2292.3					150
向野						1000
不明	2737.5	1300	800	6910	200	2240
合計	14735.75	33113	22706.6	24042	53556.4	76010

単位: 匁 12ヶ村、65件 16ヶ村、74件 13ヶ村、70件 14ヶ村、47件 21ヶ村、81件 23ヶ村、103件

○表12 利率の変遷

	享保17年	延享2年	宝暦3年	明和6年	天明5年	天明9年
年利18%(月1.5%)		3	3			
16.8%(月1.4%)		5	11			
15.6%(月1.3%)	12	23	13	3	1	
14.4%(月1.2%)	2	11	21	22	12	6
13.2%(月1.1%)		2	2	2	4	
12.6%(月1.05%)	6	14	1			
12%(月1.0%)	1	9	7	17	45	59
10.8%(月0.9%)				2	8	7
10%(月0.083%)			1	1	7	3
9.6%(月0.8%)				1	2	13
9.1%(月0.075%)						1
8.4%(月0.7%)						1
8.1%(月0.066%)					3	2
7.3%(月0.6%)						1
合計	21	67	59	48	82	93